

平成 24 年 4 月診療分から 調剤合算制度を導入しました。

従来は、病院で受診し、その際にもらった処方せんにより外部の調剤薬局で薬を購入する場合、病院と調剤薬局との請求書を別々に計算し、給付金を決定しておりました。

このたび、平成 24 年 4 月診療分からは、これらを同一の診療行為とみなし、病院（医科等）の自己負担額と調剤薬局の自己負担額を合算して給付金（高額療養費および付加金）を支払う『調剤合算制度』を導入することとなりました。

給付金の計算は、ジェイティ健保にて自動的に合算処理を行い、給付金の決定後に自宅へ『保険給付決定支払通知書』を送付いたしますので、ご確認ください。

- ◆ ジェイティ健保は、病院（医科等）と調剤薬局に関する診療報酬明細書を受理した後に、審査、合算処理を行います。給付金の支払いは、診療を受けてから 3 ヶ月以降となります。
- ◇ 合算の対象は、個人単位、診療月毎（1 日から末日まで）、同一病院での診療行為となるもの、保険適用されたもの等となります。（高齢受給者証を持っている方は対象外です。）
- ◆ 調剤合算制度に関する詳細内容は、『Q & A』をご参照ください。

～ 調剤合算制度に関するQ & A ～

Q 1 : 被保険者が、A病院で自己負担額15,000円、

B調剤薬局(*A病院から処方せんを受けてB調剤薬局へ)で自己負担額18,000円を支払ったとき、給付金は支給されますか?

A 1 : A病院での自己負担額15,000円とB調剤薬局での自己負担額18,000円を合算した合計33,000円から、20,000円(*ジェイティ健保独自の付加給付制度があるため、被保険者は20,000円が最終自己負担額)を差し引き、給付金13,000円が支給されます。

Q 2 : 被扶養者が、A病院で自己負担額10,000円、

B調剤薬局(*A病院から処方せんを受けてB調剤薬局へ)で自己負担額22,000円を支払ったとき、給付金は支給されますか?

A 2 : A病院での自己負担額10,000円とB調剤薬局での自己負担額22,000円を合算した合計32,000円から、30,000円(*ジェイティ健保独自の付加給付制度があるため、被扶養者は30,000円が最終自己負担額)を差し引き、給付金2,000円が支給されます。

☆ 控除した額(20,000円もしくは30,000円)が1,000円未満不支給、その額に500円以上1,000円未満の端数があるときは500円、500円未満の端数は切り捨てとなります。